

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表 障害児通所給付費等単位数表 第1 児童発達支援 1 児童発達支援給付費（1日につき） 〔イ～ホ 略〕 注1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に対して<u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位（指定通所基準第5条第5項及び第6条第6項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）</u>において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して<u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位</u>において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。 2の2 ハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して<u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位</u>において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。 2の3 ニについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して<u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型児童発達支援（指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）</u>を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。 2の4 ホについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に対して<u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）</u>において、基準該当児童発達支援（同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。 〔2の5・2の6 略〕	別表 障害児通所給付費等単位数表 第1 児童発達支援 1 児童発達支援給付費（1日につき） 〔イ～ホ 同左〕 注1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に<u>届け出た指定児童発達支援の単位（指定通所基準第5条第5項及び第6条第6項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）</u>において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に<u>届け出た指定児童発達支援の単位</u>において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。 2の2 ハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に<u>届け出た指定児童発達支援の単位</u>において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。 2の3 ニについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に<u>届け出た共生型児童発達支援（指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）</u>を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。 2の4 ホについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に<u>届け出た基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）</u>において、基準該当児童発達支援（同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。 〔2の5・2の6 同左〕

- 3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔(1)・(2) 略〕

- (3) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

- (4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

〔4～6の2 略〕

- 7 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が、指定児童発達支援を行った場合にあつては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 略〕

- 7の2 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあつては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ・ロ 略〕

- 8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ハ 略〕

- 3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔(1)・(2) 同左〕

- (3) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

- (4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

〔4～6の2 同左〕

- 7 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が、指定児童発達支援を行った場合にあつては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 同左〕

- 7の2 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあつては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ・ロ 同左〕

- 8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ハ 同左〕

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注9及び8において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定しているときは、加算しない。

〔イ～ハ 略〕

10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 略〕

11 二の共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 略〕

〔2・2の2 略〕

3 食事提供加算

〔イ・ロ 略〕

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注9及び8において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定しているときは、加算しない。

〔イ～ハ 同左〕

10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 同左〕

11 二の共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 同左〕

〔2・2の2 同左〕

3 食事提供加算

〔イ・ロ 同左〕

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する

場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対して、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った児童発達支援センターにおいて、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

4 [略]

5 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 略]

注1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 略]

6 栄養士配置加算

[イ・ロ 略]

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

[(1)・(2) 略]

場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対して、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

4 [同左]

5 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 同左]

注1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 同左]

6 栄養士配置加算

[イ・ロ 同左]

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

[(1)・(2) 同左]

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

[(1)・(2) 略]

7 [略]

8 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に並び1月につき4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注3の(2)を算定しているとき又は1の注11のイ若しくはロを算定していないときは、加算しない。

8の2 強度行動障害児支援加算 200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所（1の注11のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型児童発達支援事業所に限る。）において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

8の3 [略]

8の4 人工内耳装用児支援加算

[イ・ロ 略]

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

[(1)・(2) 同左]

7 [同左]

8 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に並び1月につき4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注3の(2)を算定しているとき又は1の注11のイ若しくはロを算定していないときは、加算しない。

8の2 強度行動障害児支援加算 200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所（1の注11のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型児童発達支援事業所に限る。）において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

8の3 [同左]

8の4 人工内耳装用児支援加算

[イ・ロ 同左]

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 [略]

9の2 入浴支援加算 55単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（第3を除き、以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

10 [略]

11 送迎加算

[イ・ロ 略]

注1 [略]

1の2 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 [略]

12 延長支援加算

[イ～ハ 略]

注1 イ並びにロの(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この

9 [同左]

9の2 入浴支援加算 55単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（第3を除き、以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

10 [同左]

11 送迎加算

[イ・ロ 同左]

注1 [同左]

1の2 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 [同左]

12 延長支援加算

[イ～ハ 同左]

注1 イ並びにロの(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この12において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児

12において「延長支援」という。)を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。以下この12において同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 [略]

3 ロの(3)及びハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

[12の2～12の4 略]

12の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、10の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ニ 略]

2 [略]

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

[イ～ニ 略]

注1 イの(1)及び(2)については、法第6条の2の2第3項に規定する障害児(以下「就学児」という。)に対し、授業終了後又は休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。以下この12において同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 [同左]

3 ロの(3)及びハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

[12の2～12の4 同左]

12の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、10の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ニ 同左]

2 [同左]

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

[イ～ニ 同左]

注1 イの(1)及び(2)については、法第6条の2の2第3項に規定する障害児(以下「就学児」という。)に対し、授業終了後又は休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

- 1の2 イの(3)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 1の3 ロの(1)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 1の4 ハの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 1の5 ニの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当放課後等デイサービス（同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 2 ロの(2)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 2の2 ハの(2)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 2の3 ニの(1)の(二)及び(2)の(二)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- [2の4・3 略]
- 4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- [(1)・(2) 略]
- (3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

- 1の2 イの(3)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

- 1の3 ロの(1)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

- 1の4 ハの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 1の5 ニの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当放課後等デイサービス（同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 2 ロの(2)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 2の2 ハの(2)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 2の3 ニの(1)の(二)及び(2)の(二)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[2の4・3 同左]

- 4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 同左]

- (3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

[5～6の4 略]

6の5 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ・ロ 略]

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所^{にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。}）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ・ロ 略]

8 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注8及び6において「理学療法士等」という。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（注7の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

[イ・ロ 略]

9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ・ロ 略]

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

[5～6の4 同左]

6の5 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ・ロ 同左]

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所^{にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。}）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ・ロ 同左]

8 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注8及び6において「理学療法士等」という。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（注7の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

[イ・ロ 同左]

9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ・ロ 同左]

10 ハの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 略〕

〔2・3 略〕

4 福祉専門職員配置等加算

〔イ～ハ 略〕

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者（以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 略〕

5 〔略〕

6 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デ

10 ハの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 同左〕

〔2・3 同左〕

4 福祉専門職員配置等加算

〔イ～ハ 同左〕

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者（以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 同左〕

5 〔同左〕

6 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別にこども家庭庁長官が定め

サービス事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デ
イサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス計画
に位置付けられた指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの日数に応
じ1月に2回、4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、
1の注4の(2)を算定しているとき又は1の注10のイ若しくはロを算定していないときは、
加算しない。

6の2 強度行動障害児支援加算

[イ・ロ 略]

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、
別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課
後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める
様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービ
ス事業所（1の注10のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生
型放課後等デイサービス事業所に限る。）において、当該指定放課後等デイサービス又は当
該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該基準に定める区分に従い、1日につ
き所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定しているときは、加算しない。さらに、
加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数
に加算する。

6の3 [略]

6の4 人工内耳装用児支援加算 150単位

注 言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局
長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所等において、難聴児
のうち人工内耳を装用している就学児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適
合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある就学児（以下この注において「視覚
障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとし
て都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課
後等デイサービス事業所等において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービス
等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

7 個別サポート加算

[イ～ハ 略]

注1 [略]

1の2 イの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デ
イサービス事業所であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとし
て都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放
課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、行動上の
課題を有する就学児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課
後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき30単位
を所定単位数に加算する。

[1の3～3 略]

る基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場
合に、放課後等デイサービス計画に位置付けられた指定放課後等デイサービス又は共生型
放課後等デイサービスの日数に応じ1月に2回、4回又は6回を限度として、1回につき
所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているとき又は1の注10のイ若し
くはロを算定していないときは、加算しない。

6の2 強度行動障害児支援加算

[イ・ロ 同左]

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、
別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課
後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事
業所又は共生型放課後等デイサービス事業所（1の注10のイ又はロに掲げる共生型サービ
ス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所に限る。）において、当
該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該
基準に定める区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定して
いるときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間
については、500単位を所定単位数に加算する。

6の3 [同左]

6の4 人工内耳装用児支援加算 150単位

注 言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デ
イサービス事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している就学児に対して、別に
子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、
1日につき所定単位数を加算する。

6の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある就学児（以下この注において「視覚
障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとし
て都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、視覚障害児等
に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

7 個別サポート加算

[イ～ハ 同左]

注1 [同左]

1の2 イの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デ
イサービス事業所であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとし
て都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デ
イサービス事業所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別に子ども家庭庁長
官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス
を行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

[1の3～3 同左]

7の2	入浴支援加算	70単位
注	別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所</u> において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児（以下この第3において「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	
	〔7の3～8 略〕	
9	送迎加算	
	〔イ・ロ 略〕	
注1	〔略〕	
1の2	イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所</u> であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。	
1の3	イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所</u> であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。	
2	ロの(1)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所</u> において、重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。	
3	ロの(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所</u> において、中重度医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	
4	〔略〕	
10	延長支援加算	
	〔イ～ハ 略〕	
注1	イ並びにロの(1)及び(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所</u> において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービス	

7の2	入浴支援加算	70単位
注	別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に <u>届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所</u> において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児（以下この第3において「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	
	〔7の3～8 同左〕	
9	送迎加算	
	〔イ・ロ 同左〕	
注1	〔同左〕	
1の2	イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に <u>届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所</u> であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。	
1の3	イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に <u>届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所</u> であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。	
2	ロの(1)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に <u>届け出た指定放課後等デイサービス事業所</u> において、重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。	
3	ロの(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に <u>届け出た指定放課後等デイサービス事業所</u> において、中重度医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	
4	〔同左〕	
10	延長支援加算	
	〔イ～ハ 同左〕	
注1	イ並びにロの(1)及び(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に <u>届け出た指定放課後等デイサービス事業所</u> において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービス	

を行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は5時間のものに
限る。)の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援(当
該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この10において
「延長支援」という。)を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支
援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超
える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。この10に
おいて同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 〔略〕

3 ロの(3)及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものと
して都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定
放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画
に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス
等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等
を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

〔10の2～10の4 略〕

10の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行って
いるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っ
た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等
デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、8の医療連携
体制加算を算定しているときは、算定しない。

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実
施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による
届出を行った指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事
業所又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準
該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法
人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、就学児
に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、
次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定
している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ニ 略〕

2 〔略〕

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 1,066単位

注1 〔略〕

2 〔略〕

3 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児
童発達支援計画(指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条に規定
する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。)に基づき、支援に慣れるために指

を行う場合は5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計
画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のもの
に限る。以下この10において「延長支援」という。)を行う場合に、就学児の障害種別及
び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行う
のに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準
的な時間)をいう。この10において同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 〔同左〕

3 ロの(3)及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものと
して都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対
して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、
当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当
該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算
する。

〔10の2～10の4 同左〕

10の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行って
いるものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療
的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数
を加算する。ただし、8の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実
施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しく
は共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイ
サービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経
医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、就学児に対し、指定放課
後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位
数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に
あっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ニ 同左〕

2 〔同左〕

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 1,066単位

注1 〔同左〕

2 〔同左〕

3 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児
童発達支援計画(指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条に規定
する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。)に基づき、支援に慣れるために指

定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

[(1)・(2) 略]

(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

[4～8 略]

1の2 訪問支援員特別加算

[イ・ロ 略]

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事にに対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1の3 [略]

1の4 多職種連携支援加算

200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の5 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[2・3 略]

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 略]

2 [略]

定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

[(1)・(2) 同左]

(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

[4～8 同左]

1の2 訪問支援員特別加算

[イ・ロ 同左]

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1の3 [同左]

1の4 多職種連携支援加算

200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の5 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[2・3 同左]

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 同左]

2 [同左]

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）

1,071単位

注1 [略]

1の2 [略]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

[3～7 略]

1の2 訪問支援員特別加算

[イ・ロ 略]

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[1の3・1の4 略]

1の5 多職種連携支援加算

200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の6 ケアニーズ対応加算

120単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[1の8・2 略]

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）

1,071単位

注1 [同左]

1の2 [同左]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

(4) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85

[3～7 同左]

1の2 訪問支援員特別加算

[イ・ロ 同左]

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[1の3・1の4 同左]

1の5 多職種連携支援加算

200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の6 ケアニーズ対応加算

120単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[1の8・2 同左]

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 略〕

2 〔略〕

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

〔イ～ハ 略〕

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

〔2・3 略〕

4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

(4) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

〔5～9 略〕

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、難聴児のうち人工内耳を装着している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ニ 略〕

11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 同左〕

2 〔同左〕

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

〔イ～ハ 同左〕

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

〔2・3 同左〕

4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85

(4) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

〔5～9 同左〕

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、難聴児のうち人工内耳を装着している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ニ 同左〕

11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区

法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所^イにあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ホ 略〕

- 12 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この第1において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注11の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

〔イ～ハ 略〕

- 2 〔略〕
- 3 食事提供加算

〔イ・ロ 略〕

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第5号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

- 4 〔略〕

法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所^イにあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ホ 同左〕

- 12 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この第1において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注11の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

〔イ～ハ 同左〕

- 2 〔同左〕
- 3 食事提供加算

〔イ・ロ 同左〕

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第5号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

- 4 〔同左〕

5 福祉専門職員配置等加算

〔イ～ハ 略〕

注 1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 略〕

6 栄養士配置加算

〔イ・ロ 略〕

注 1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

〔(1)・(2) 略〕

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

〔(1)・(2) 略〕

7 〔略〕

8 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

5 福祉専門職員配置等加算

〔イ～ハ 同左〕

注 1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 同左〕

6 栄養士配置加算

〔イ・ロ 同左〕

注 1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

〔(1)・(2) 同左〕

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

〔(1)・(2) 同左〕

7 〔同左〕

8 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

9	強度行動障害児支援加算	200単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。		
[10・11 略]		
12	入浴支援加算	55単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。		
13	[略]	
14	送迎加算	
[イ・ロ 略]		
注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。		
2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。		
3 [略]		
15	延長支援加算	
[イ・ロ 略]		
注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この注において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この15において同じ。）に並び、1日につき所定単位数を加算する。		
2 [略]		
[16～18 略]		

9	強度行動障害児支援加算	200単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。		
[10・11 同左]		
12	入浴支援加算	55単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。		
13	[同左]	
14	送迎加算	
[イ・ロ 同左]		
注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。		
2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。		
3 [同左]		
15	延長支援加算	
[イ・ロ 同左]		
注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この注において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この15において同じ。）に並び、1日につき所定単位数を加算する。		
2 [同左]		
[16～18 同左]		

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ニ 略〕

2 〔略〕

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

〔イ～ハ 略〕

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 〔略〕

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

(4) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

〔3～7 略〕

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ホ 略〕

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ニ 同左〕

2 〔同左〕

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

〔イ～ハ 同左〕

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 〔同左〕

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出していない場合 100分の85

(4) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

〔3～7 同左〕

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にある旧主として当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ホ 同左〕

- 9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、注2の(2)を算定しているときは、加算しない。
- 10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 略〕

〔2・3 略〕

4 食事提供加算

〔イ・ロ 略〕

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 〔略〕

- 9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

- 10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 同左〕

〔2・3 同左〕

4 食事提供加算

〔イ・ロ 同左〕

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 〔同左〕

6 福祉専門職員配置等加算

〔イ～ハ 略〕

注1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 略〕

7 栄養士配置加算

〔イ・ロ 略〕

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

〔(1)・(2) 略〕

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 略〕

8 〔略〕

9 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

〔10・11 略〕

6 福祉専門職員配置等加算

〔イ～ハ 同左〕

注1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 同左〕

7 栄養士配置加算

〔イ・ロ 同左〕

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

〔(1)・(2) 同左〕

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 同左〕

8 〔同左〕

9 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

〔10・11 同左〕

12	入浴支援加算	55単位
	注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	
13	[略]	
14	送迎加算	
	[イ・ロ 略]	
	注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。	
	2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	
	3 [略]	
15	延長支援加算	
	[イ～ハ 略]	
	注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。	
	[16～18 略]	
19	福祉・介護職員等処遇改善加算	
	注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
	[イ～ニ 略]	
	2 [略]	

12	入浴支援加算	55単位
	注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	
13	[同左]	
14	送迎加算	
	[イ・ロ 同左]	
	注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。	
	2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	
	3 [同左]	
15	延長支援加算	
	[イ～ハ 同左]	
	注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。	
	[16～18 同左]	
19	福祉・介護職員等処遇改善加算	
	注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
	[イ～ニ 同左]	
	2 [同左]	

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

〔イ～ニ 略〕

注1 〔略〕

1の2 〔略〕

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

〔3～7 略〕

〔2・3 略〕

4 食事提供加算

〔イ・ロ 略〕

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った当該旧指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 〔略〕

6 福祉専門職員配置等加算

〔イ～ハ 略〕

注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるも

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

〔イ～ニ 同左〕

注1 〔同左〕

1の2 〔同左〕

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85

〔3～7 同左〕

〔2・3 同左〕

4 食事提供加算

〔イ・ロ 同左〕

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 〔同左〕

6 福祉専門職員配置等加算

〔イ～ハ 同左〕

注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるも

のとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 略]

7 [略]

8 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

[9・10 略]

11 入浴支援加算 55単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

12 送迎加算

[イ・ロ 略]

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

のとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 同左]

7 [同左]

8 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

[9・10 同左]

11 入浴支援加算 55単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

12 送迎加算

[イ・ロ 同左]

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。</u>	
3	〔略〕
13 保育職員加配加算	50単位
注 1 保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</u>	
2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。</u>	
14 延長支援加算	
〔イ・ロ 略〕	
注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。</u>	
〔15～17 略〕	
18 福祉・介護職員等処遇改善加算	
注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して <u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
〔イ～ニ 略〕	
2	〔略〕

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に <u>届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。</u>	
3	〔同左〕
13 保育職員加配加算	50単位
注 1 保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に <u>届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</u>	
2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に <u>届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。</u>	
14 延長支援加算	
〔イ・ロ 同左〕	
注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に <u>届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。</u>	
〔15～17 同左〕	
18 福祉・介護職員等処遇改善加算	
注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に <u>届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u>	
〔イ～ニ 同左〕	
2	〔同左〕

備考 表中の〔 〕の記載は任意のもの。